

議案第 40 号

伊賀市水道事業給水条例及び伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

伊賀市水道事業給水条例及び伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市水道事業給水条例及び伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(伊賀市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 伊賀市水道事業給水条例（平成16年伊賀市条例第275号）の一部を次のように改正する。

第5条、第42条第2項及び第49条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例)

第2条 伊賀市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年伊賀市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。